平成２２年（フ）第１８号
宮城県気仙沼市九条417番地10
破産者　株式会社濱一水産
1　決定年月日　平成24年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２２年（フ）第５１９号
福井県鯖江市石田上町16号１番地
破産者　長谷川眼鏡株式会社
1　決定年月日　平成24年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３３１号
福井市有楽町６番７号、商業登記簿上の本店所在地福井市有楽町４番19号
破産者　有限会社司組
1　決定年月日　平成24年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３９２号
福井県丹生郡越前町笹川第27号16番地
破産者　有限会社ワダ建設
1　決定年月日　平成24年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４２６号
京都市西京区桂徳大寺南町53番地
破産者　株式会社ワークス
1　決定年月日　平成24年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第５６７号
京都市伏見区竹田中島町215番地　パルティール303、商業登記簿上の本店所在地京都市伏見区竹田中島町109―１　パルティール303
破産者　荒川建設株式会社
1　決定年月日　平成24年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２８号
島根県益田市乙吉町イ121番地２
破産者　株式会社クリエイトホームズ石見店
1　決定年月日　平成24年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所益田支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第２９２号
京都市伏見区醍醐中山町39番地２　市営住宅醍醐中山団地22―306、開始決定時の住所京都市北区紫野東舟岡町46番地
破産者　岡田奈津子
1　決定年月日　平成24年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４６０号
京都市右京区太秦帷子ケ辻町11番地12
破産者　味庵でいただきＢＡＪＵこと　久保　満広
1　決定年月日　平成24年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４９４号
京都市中京区新町通錦小路上る百足屋町378番地３
破産者　池田　信一
1　決定年月日　平成24年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第５３９号
京都市下京区梅小路西中町56　岡本義春方、住民票上の住所京都市下京区梅小路本町70番地　梅小路スカイハイツＢ棟310号
破産者　西田富久子
1　決定年月日　平成24年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１７２８号
大阪府枚方市都丘町27番５―403号
破産者　山田　眞紀
1　決定年月日　平成24年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３５０号
神戸市垂水区仲田３丁目４番23号　小倉文化南棟２Ｆ７号、開始決定時の住所神戸市西区井吹台東町１丁目11番地の８
破産者　多久　哲弘
1　決定年月日　平成24年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第２５号
兵庫県明石市大久保町大窪2620番地の265
破産者　髙階　正敏
1　決定年月日　平成24年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第９４号
兵庫県明石市二見町東二見538番地の４、前住所神戸市西区井吹台北町２丁目12番地の22
破産者　小川　賢治
1　決定年月日　平成24年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第３０２号
北九州市八幡西区陣原１丁目12番10号
破産者　池田　賢二
1　決定年月日　平成24年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第４号
長崎県対馬市厳原町日吉349番地１、前住所長崎県対馬市厳原町曲27番地
破産者　庄司貴和人
1　決定年月日　平成24年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２３年（フ）第９３号
熊本県荒尾市増永2727番地39
破産者　西川　紹弘
1　決定年月日　平成24年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２４年（フ）第３号
熊本県阿蘇郡高森町大字野尻756番地
破産者　工藤幸一郎
1　決定年月日　平成24年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所阿蘇支部